

# 石綿障害予防規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

## 1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 号において、事業者は、原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとされ、法第 27 条第 1 項において当該措置について厚生労働省令で定めることとされている。
- 同項に基づき、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）において、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業における石綿による健康障害を防止するための措置を具体的に定めており、当該措置の 1 つとして石綿則第 3 条の規定に基づき、建築物、工作物又は船舶に係る一定の作業を行うときは、石綿等の使用の有無を事前に調査（以下単に「事前調査」という。）することとされており、事前調査のうち、建築物及び船舶に係るものについては、同条第 4 項に基づき、一部の方法による場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者に行わせなければならないこととされている。
- 今般、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会において、令和 4 年 11 月 9 日に報告書が取りまとめられ、同報告書において、石綿が使用されている可能性が高い工作物の解体等の作業及びその他の工作物について石綿を含有するおそれのある塗料等の剥離等の作業に係る事前調査を行う者の資格要件を設けることが適当であるとされた。これを受け、建築物又は船舶に加えて、工作物の解体等の作業に係る事前調査についても、一部の場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者に行わせなければならないこととするため、石綿則について所要の改正を行うものである。

## 2. 改正の概要

- 石綿則の一部改正
  - ・ 工作物の解体等の作業を行う場合の事前調査について、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならないこととする。ただし、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業に係るものに限る。
  - ・ その他所要の改正を行う。

## 3. 根拠条項

- 法第 27 条第 1 項、第 100 条第 1 項及び第 103 条第 1 項

## 4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 5 年 1 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 8 年 1 月 1 日